令和８年度

檜原村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書

（令和７年度対象事業分）

令和８年８月

檜原村教育委員会

目　　次

第１　檜原村教育委員会の令和７年度教育目標及び基本方針について
・・・・・・１
第２　檜原村教育委員会の基本方針に基づく「６の取組の方向」
及び基本施策について　・・・３

第３　評価の結果の判定基準表について　・・・・・・・・・・・・・・・・１２

第４　檜原村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の
点検・評価について　・・１３

第５　檜原村教育委員会の令和７年度の活動状況について・・・・・・・・２６

第１　檜原村教育委員会の令和７年度教育目標及び基本方針について

檜原村教育委員会は、令和７年度に実施する教育行政の基本となる「教育目標」と、この目標を達成するために４つの「基本方針」を策定した。

１　檜原村教育委員会の教育目標

教育は、常に、普遍的かつ個性的な文化の創造と豊かな社会の実現を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として自主的精神にみちた健全な人間の育成と、我が国の歴史や文化を尊重し国際社会に生きる日本人の育成を期して、行われなければならない。

同時に教育は、社会の変化に対応して絶えずその在り方を見直していかなければならないものであり、将来の予測が困難な時代において、自らが社会の創り手となり、課題解決などを通して、持続可能な社会を維持・発展させていくための、日本の未来を担う人間を育成する教育が重要になっている。そのため、本村では、**「新しい価値観の創造」・「生涯を見通した基礎教育」・「全ての人々が豊かに生きる教育支援」**を基本理念として掲げることで、あらゆる場面において、誰一人取り残さず、全ての子供が将来への希望をもてる社会の実現を図っていく。

檜原村教育委員会は、このような考え方に立ち、「檜原村教育大綱」に基づいた、「心豊かな村民を育む村づくり」の実現に向けて、以下の「教育目標」を設定し、東京都教育委員会と連携して、教育行政を推進する。

檜原村教育委員会は、学校教育及び社会教育を通して、檜原の郷土に根ざし、「ふるさと」を支え、共に生きる村民の育成を目指します。そのために、豊かな人間性を養い、村の「自然と文化・歴史」を尊び、守り、大切にすることを基盤とする小学校・中学校一貫教育を推進し檜原村の郷土に根ざし、ふるさとを大切にする子供を育成します。

１．自ら学ぶ子供（知）
２．明るく素直で、感性豊かな子供（徳）
３．元気な体をつくる子供（体）

また、学校教育及び社会教育を充実し、誰もが生涯を通じ、あらゆる機会で学び、支え合うことができる社会の実現を図ります。そして、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、全ての村民が教育に参加することを目指します。

２　檜原村教育委員会の基本方針

檜原村教育委員会は、「教育目標」を達成するために、以下の「基本方針」及び施策の方向に基づき、檜原村の特性を生かして、総合的に教育施策を推進する。

【基本方針１　「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

すべての大人、子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことが求められる。そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

【基本方針２　「豊かな個性」と「創造力」の伸長】

国際社会に生き、社会の変化に対応できるよう、子供たち一人一人の思考力、判断力、表現力等の資質・能力を育成することが求められる。そのために、基礎的な学力の向上を図り、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、郷土を愛し、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

【基本方針３　「総合的な教育力」と「生涯学習」の充実】

少子高齢社会の中で総合的な教育力の向上を目指す檜原村にあって、子供たちの健やかな成長を社会全体で支えるとともに、住民一人一人が生涯にわたって学び、社会に貢献できることが求められる。そのために、家庭・学校・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、人々が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

【基本方針４　「住民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進】

家庭・学校・地域の協働とすべての住民の教育参加を進め、住民感覚と経営感覚をより重視して、教育行政を力強く展開することが求められる。そのために、他地区教育委員会と緊密な連携・協力するとともに、地域の特性を踏まえた広域的な視点に立つ教育行政を進め、住民に信頼される魅力ある学校づくりを目指した自律的な学校経営への改革を支援する。

第２　檜原村教育委員会の基本方針に基づく「６の取組の方向」及び基本施策について

４つの「基本方針」に基づき、６の取組の方向、19の基本施策を実施した。

■取組の方向１　明るく素直で、感性豊かな檜原の子供（徳）

【基本施策１】人権教育の推進

(1)　人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」、「東京都教育委員会人権教育プログラム（学校教育編）」などに基づき、人権教育を推進する。

①　東京都人権施策推進指針に示された様々な人権課題に対し、学校教育を通じて人権教育を進めていく。他者への共感や思いやりを持つとともに、自己を確立し、様々な人々が共に生きる社会の実現に寄与できるよう偏見や差別の解消を図るための教育を推進する。そのために、学校は、西多摩郡人権教育推進委員会における研究授業を実施し、これを広く教職員へ公開するとともに、人権に関する研修を、年１回以上行い、年間計画に反映する。様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深める。

②　教育基本法が掲げる男女の平等を重んずる態度を養うという教育目標を実現するため、男女平等教育を適正に実施できるよう、指導内容や指導方法などについて学校全体で共通理解を図り、改善・充実を図る。

そのためにも、「固定的な性別役割分担意識」や「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」に気付いて言動等を見直すなど、「人権感覚　教職員のチェックポイント」をもとに振り返り、日常の教育活動や学校運営等から男女平等参画の視点をもって、取組を推進する。

(2)　児童生徒たちが、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付けられるよう、働きかけを行う。また、自己肯定感を高めるための教育を推進するために、学校は褒めるなどの指導を通じて、成功による成就感や達成感を得られる経験や、安心して学び生活できる学校環境を整える。

【基本施策２】心の教育の推進

(1)　社会の責任ある一員として、児童生徒一人一人が幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさが感じられるよう、檜原村に根ざしたウェルビーイングの向上について、教育活動全体を通じて育む。また、住民の教育に対する関心を高め、次代を担う児童生徒の教育について共に考える「東京都教育の日」を中心にして、学校・家庭・地域の協働した取組を推進する。

①　道徳教育推進教師による年１回以上の公開授業や研修の充実、道徳授業地区公開講座等を通して、児童生徒が考え、議論する道徳教育の一層の充実を図る。

②　奉仕活動や体験活動を通して、児童生徒に、他人への共感、社会の一員としての自覚、社会に役立つ喜びなどを学ばせるための施策を推進する。

③　生徒指導の実践に当たっては、課題対応だけでなく、全ての児童生徒が自発的・自主的に、自らを成長させていくことを尊重し、学校は、いかにそれを支えるかという発達支持的生徒指導の側面に重点を置いた働きかけを行う。

(2)　児童生徒が、自他をいつくしみ生命を大切にするなど、他者への共感や思いやりを持つとともに、自己を確立し、多様な人々が共に生きる社会の実現に寄与できるよう、学校・家庭・地域の連携のもとに、「心とからだの健康づくり」を推進する。

①　檜原村の森林資源を活用した自然体験、文化活動などから、生命に対する畏敬の念を育み、環境の保全へ主体的に取り組もうとする態度を養う。児童生徒と地域社会が触れ合うことで、豊かな人間性を身に付けるための施策を推進する。

②　新たな感染症等との共生が求められる現在の社会状況において、児童生徒たちの豊かな心を育む道徳教育の重要性が増している。そのため、社会の状況と照らし合わせて柔軟に対応しながら、心の教育の充実を図っていく。

【基本施策３】健全育成の充実

(1)　いじめはどの学校にも起こりえるという認識の下、「檜原村立学校いじめ防止基本方針」(令和４年９月改定)に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の対策や、児童生徒の主体的な行動を促す取組を、保護者や地域・関係機関等と連携しながら、「チーム学校」として着実に推進する。また、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、「ふれあい（いじめ防止強化）月間」を通して、健全育成の充実を図る。

(2)　スクールカウンセラー、臨床心理士などの活用を図りながら小中９年間の継続的な相談活動を通して、学校における相談機能の充実を図るとともに、檜原村教育相談室などの関係機関との連携を推進する。また、地域の実情に応じた形で、教育支援センター的機能を推進し、檜原村教育相談室の機能強化も図っていく。児童生徒のいじめや不登校、問題行動など、関係機関がチームを組み、アセスメントに基づいた役割分担をしていくことで、多様な課題に対応していく。

(3)　自殺総合対策大綱を受けて、学校における自殺対策に資する教育として、「命の大切さを実感できる教育」「様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（ＳＯＳの出し方に関する教育）」など、児童生徒の自殺を予防する取組として、心の健康の保持に係る教育を推進する。

(4)　インターネット、ＳＮＳなど、児童生徒が安心して利用できるようにするために、「ＳＮＳ東京ルール」に基づいた情報モラル教育に取り組む。特に「ＧＩＧＡワークブックとうきょう」の活用を推進し、児童生徒の発達段階に応じた指導を推進する。また、学校は地域や家庭と連携し、インターネット上の有害情報や危険性への対応、利用に対する「ルールづくり」など、日々の生活習慣を見直す取組について、保護者会や個人面談などを通して、啓発活動に取り組む。

(5)　誰もが安心できる教育現場を実現することは、学校教育に関わる全ての人たちの願いである。そのためにも、学校・警察において連絡窓口となる職員の指定を徹底することや、警察署のスクール・サポーターなどの関係機関と連携した「セーフティ教室」を中心に、学校・教育委員会と警察などの関係機関との連携・協力を推進し、児童生徒の健全育成の充実を図る。

(6)　児童生徒一人一人が、自らの個性の発見と可能性の伸長を図りながら、自己実現を果たすことができるよう、児童生徒の理解を深め、先手型の生活指導の充実を図る。また、その過程で自己指導力を育むために、教育委員会や学校は、研修や相談できる体制の整備等を通して不適切な指導や暴言等を一掃する取組を推進する。

(7)　生命の尊さを学び、生命を大切にする考えや、一人一人を大切にする態度を養う。特に、生命(いのち)を大切にし、児童生徒を性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないため、学校における「生命(いのち)の安全教育」を推進する。また、教育委員会や学校でも研修や相談体制の整備を促進する。

【基本施策４】郷土や日本の伝統・文化及び国際理解教育の推進

(1)　檜原村に関する「ふるさと檜原学習」及び郷土芸能や日本の伝統や文化について学ぶ機会の充実を図ることで、日本人としての誇りや存在意義を感じ、それらを継承・発展させていく。そのために、公開授業を通して、村内各地域と連携し、郷土芸能鑑賞教室などを行い、広く発信していく。また、異なる文化との相互理解を促進するための教育も推進する。

(2) 児童生徒が「使える英語力」を駆使し、自分の意見を伝え議論ができるよう英語を使用する楽しさや必要性を体感し、意欲向上のきっかけ作りとなる実践的な学習を推進する。そのために学校は、東京都の施策である「外国語に触れる機会の創出」事業やスピーキングテストの活用、「中学生海外派遣事業」に伴うオーストラリアの学校との交流、TOKYO GLOBAL GATEWAY（ＴＧＧ）での体験等を通して、英語に触れる機会を設定し、豊かな国際感覚の醸成とともに、日本の伝統・文化について深く学び、発信する力を養う。

【基本施策５】体験活動の推進

(1) 檜原村からグローバルに活躍する人材を育成するため、檜原の郷土や伝統・文化を体験的に理解する教育を促進する。そのために、集団宿泊活動、ボランティア活動、自然体験活動、職場体験活動、文化・芸術体験活動など、学校内外における学習の充実に努める。特に、社会教育と連携を行い、利島サマースクールや中学生海外派遣事業、子ども国際交流音楽祭などを推進する。また、学校も施策の趣旨を理解した上で、積極的に協力を行う。

(2)　芸術・文化活動を通して、豊かな個性や創造力を発揮し、互いに交流できる機会を充実することによって、児童生徒の芸術的感性を高め、豊かな情操を育む教育を推進する。学校行事だけでなく、東京都公立学校美術展覧会や東京都小学生科学展などの機会を積極的に活用する。

(3)　共生社会の実現などに向けて、家庭や地域などと連携を図りながら、東京オリンピック・パラリンピック大会後も長く続けていく教育活動として、「学校2020レガシー」を浸透させていく。そのために、東京都の施策である「笑顔と学びの体験活動プロジェクト」などを積極的に活用し、児童生徒の実態、地域性を鑑みながら、学校の特色となるよう取組を推進する。

【基本施策６】キャリア教育の推進

(1) 一人一人の社会的・職業的自立に向けた資質・能力の育成やキャリア教育の充実を行うため、小中の発達の段階に応じて、外部人材や関係機関と連携し、体験活動、職場体験等の系統的な学習を推進する。小中９年間を見通したキャリア教育を行うことで、児童生徒が、将来、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現できるよう育んでいく。

(2)　学習指導要領に基づき、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通すことができるよう、実感を伴った学びを推進する。社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を着実に身に付けることで、特別活動を要としつつ、各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図る。また、「キャリア・パスポート」を活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通して振り返ることで、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促進する。

■取組の方向２　自ら学ぶ檜原の子供（知）

【基本施策７】確かな学力の育成

(1)　学習指導要領に基づき、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手となることが期待される児童生徒に生きる力を育むことを目指す。また、「主体的・対話的で深い学び」を通して、誰一人取り残さず、全ての児童生徒の可能性が引き出されるよう、授業改善に取り組んでいくことで、「確かな学力」を育成する。

①　児童生徒一人一人が、何のために学ぶのか、学んだことがどう役立つのか実感の伴った授業を行う。そのために、児童生徒一人一人の学習の進度や興味・関心の度合い、発達段階に応じた学びを追求し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る。そのために学校は、学習データ等を積極的に活用し、デジタルとリアルのバランスを取りながら資質・能力の育成を図り、多様な個々の状況に応じた学

びの実現を行う。

② 児童生徒の学力向上を図るため、小・中学校においては、カリキュラム・マネジメントを確立させ、週ごとの指導計画の作成・点検をするとともに、全国学力・学習状況調査、檜原村学力調査などを活用し、その結果に基づいた分析を行い、「授業改善推進プラン」を作成する。また、授業改善推進プランの活用を学校経営方針や自己申告等、様々な教育活動へつないでいき、年度末には取組の点検を行うことで教育的効果を高めていく。

③ 小学生を対象とした「小学生放課後学習教室」事業を推進して、学校の教育活動外における児童の学習支援体制の充実を推進し、学力の定着を図っていく。また、学校も本事業の趣旨を理解した上で、協力を行う。

(2) 各学校が「総合的な学習の時間」の目標と関連を図りながら設定した学校教育目標の達成に向けた取組について、その支援を行う。地域や社会の人的・物的資源を積極的に活用し、問題解決的な学習を展開していくことで、「特色ある学校」の更なる充実を推進する。そして学校は、その取組や成果について広く発信する。

【基本施策８】言語能力、情報活用能力、問題解決能力の育成

(1) 全国学力・学習状況調査や檜原村学力調査の結果から、国語科を要としつつ、書く力や言語能力を支える語彙の段階的な獲得を含め、指導方法などの研究開発を教科横断的に行う。特に、振り返り活動へ重点を置き、小中の共通実践を通して、書く力を高められるようにしていく。授業改善推進プランの下、児童生徒一人一人の発達段階に応じた言語能力の育成を推進する。

(2) デジタルを活用したこれからの学びを進めていくために、全ての学校が端末活用の試行錯誤から、一人１台端末活用の日常化に向けた取組を一層推進する。また、学びのスタイルを「知識習得型」から「価値創造・課題解決型」への転換を図る。

① 予測困難な時代において、児童生徒が自分で課題を設定して振り返り、責任をもって行動する力を身に付けるためには、教師が指導観を転換する必要がある。そのため学校は、児童生徒が自ら学び方を選択し、自立した学習者になることを目指した授業づくりを行うことで、デジタルを活用したこれからの学びを推進する。

② ＩＣＴ機器を活用しながら、一人一人に最適な学びと協働的な学びのベストミックスを図る。その中で、情報技術を活用した情報の真偽を吟味する力、複数の情報を結び付けて新たな意味を見いだす力、問題の発見・解決に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を育成し、児童生徒が主体的に参画できるよう推進する。

■取組の方向３　元気な体をつくる檜原の子供（体）

【基本施策９】健康・体力づくりの推進

(1)　児童生徒が、運動やスポーツとの多様な関わりを通して、健康で活力に満ちた生活をデザインできるよう推進する。そのために、東京ＡＬＰＨＡのシステムを活用し、児童生徒の運動に対する興味関心を高めていく。また、日頃の教育活動において、運動好きな児童生徒や日常から運動に親しむ児童生徒を増加させ、心身ともに健康で幸福な生活を営むことができる資質・能力の育成を図る。

(2)　児童生徒の総合的な健康づくりを推進するため、生活リズムを整えることの重要性を共有することで、児童生徒の健康課題の克服を図り、自ら考え、判断し、行動できる実践力を育成するための教育活動の充実を図る。檜原診療所及び保健師等による学校健康活動の支援の充実及び栄養士による食育に関する活動や家庭への啓発を行う。また、小中の連携を生かした檜原学園保健委員会の充実を図る。

(3)　児童生徒の体力向上のために、「TOKYO ACTIVE PLAN for students」の下、児童生徒の個別最適な学びを実現する授業の実践を行い、デジタル技術を活用したエビデンスベースの指導の充実を図る。そして、体育授業における運動時間の確保をはじめ、休み時間や運動部活動への積極的な参加など、学校教育全体を通して、体力の維持・増進の充実を図る。なお、運動部活動に関しては、「檜原村学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」（令和６年８月策定）に基づき、地域の実態に合った形で実施されるよう支援を行う。

【基本施策10】安全教育の充実及び安全管理の徹底

(1) 児童生徒が、自ら危険を予測し回避する能力と他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を育むため、安全学習と安全指導の相互の関連を図りながら、計画的・継続的な取組を行う。そのため学校は、安全教育プログラムを活用し、組織的・具体的に年間指導計画へ反映する。全ての教職員が年間を通じて、生活安全・交通安全・災害安全の３領域についてバランスよく取り組めるようにするとともに、東京都の安全教育・防災教育ポータルサイト等のデジタルコンテンツの利用を積極的に行うことで安全に関する意識を高める。

(2)　事故の要因となる学校環境や児童生徒の学校生活などにおける行動の危険を早期に発見し、それらの危険を除去する体制を確立しながら、児童生徒の安全の確保を行うために、地域や関係機関と連携することで「安全管理」が充実するよう取組を推進する。そのため学校は、学校安全管理マニュアル等を毎年見直すとともに、警察署のスクール・サポーターとの連携や東京都が実施する交通安全教室等の活用を積極的に行う。

■取組の方向４　義務教育期間を通した教育の推進

【基本施策11】小中一貫教育の推進

(1)　「檜原村立小中学校一貫教育基本計画第三期計画」（令和２年11月策定）に基づき、義務教育９年間を見通した教育方針や育成する児童生徒像を小・中学校で共有し、計画的・継続的な指導を行い、「ふるさと檜原学習」をはじめとした、地域の特色を生かした小中一貫教育を推進する。

①　学習内容の系統性を確保し、探究的な学びを推進する。そのために、教育課程の届出の補助資料では、小中一貫教育の全体計画を作成し、小学校と中学校の教育課程に系統性と連続性を持たせることで、教員間や地域との連携強化を促す。

②　第三期計画の成果と課題をまとめ、第四期計画に向けた準備を行う。そのために、児童生徒の現状を分析し、教職員や保護者の願いを広く受け止めていく。その上で、「学びをつないで、持続可能な社会の担い手」を育成できるよう、檜原学園の特色ある教育を創出する。

(2)　義務教育９年間のカリキュラムの編成と実施を推進することで、「人間関係構築力や豊かな心」及び「課題解決のための思考力」の育成を図る。特に、小中学校合同の研修会の実施や研究授業、小学校高学年を中心とした指導交流の拡充の取組を充実させることで、社会的・職業的自立に向けた力を身に付ける。

(3)　児童生徒に対する一貫性のある指導を行うため、保育園から中学校までの系統性･継続性を重視した教育を推進する。特に、小学校への円滑な接続を図るために、保育園・小学校が連携した就学前教育（スタート・カリキュラム）の在り方を改善する取組を進める。

(4)　檜原村の郷土に根ざし、ふるさとを大切にする児童生徒を育成するには、「人間関係を構築し、協働して課題を解決する体験」を数多く用意する必要がある。そのため、本村では総合的な学習の時間を核として実践する。探究的な見方・考え方を働かせ、教科横断的・総合的な学習の時間を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力の育成を推進する。また、その活動の成果は、「檜原学園の教育」にまとめ、教育委員会への報告ならびに提出を行う。

■取組の方向５　教職員研修及び教育環境の充実

【基本施策12】教職員の資質・能力の向上

(1)　多様化する教育課題に組織的に対応するため、学校は、東京都教職員研修センターや東京都多摩教育事務所等が主催する研修会への参加を通して、教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上を図る。

(2)　東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標の下、東京都公立学校及び檜原村公立学校の教員として必要な能力の育成を図るため、教職経験に応じた、幅広い知見、使命感や実践的指導力などを向上させる。そのため、学校は、「全国教員研修プラットフォーム」の活用における研修履歴の確認やオンライン研修活用の推進、管理職による研修の受講奨励を通して教員の主体的な学びを支援する。

(3)　「檜原村立学校における働き方改革推進プラン」（令和元年６月策定）に基づき、スクール・サポート・スタッフやエデュケーション・アシスタントなど学校を支える人員体制の確保を行うなど、教員の負担を軽減し、教育の質の向上を図っていく。

(4)　村民に信頼され、魅力ある学校づくりを進めるため、校長の人事構想に基づく教員人事及び学校の組織的な課題対応力向上のための取組により、校長のリーダーシップの確立を図るとともに、職層研修などにおいて、ＯＪＴ（職場研修）に関する講話や演習を実施し、学校におけるＯＪＴを推進する。

(5)　情報活用能力育成のために、ＩＣＴの活用や充実に向けた研修、情報活用能力調査の分析や公表など、総合的に推進し、教師の指導力向上を図る。特に、学校は、情報活用に関する研修を年１回以上行い年間計画に反映する。必要があれば、教育委員会も研修の支援を行う。

【基本施策13】特別支援教育の推進

(1)　障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けて、障害者権利条約や障害者基本法などに基づき、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に過ごせるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育の実現に向けた取組を一層進める。

①　学校は、障害のあるなしに関わらず、全ての児童生徒にとって分かりやすく、学びやすい教育をする必要がある。そのためにも学校は、デジタルを活用した教育活動を一層推進するとともに、教室環境におけるユニバーサルデザインの充実を図る。

②　学校は、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築し、特別な支援を必要とする児童生徒については、学校生活支援シート及び個別指導計画を必ず作成する。また、学期ごとに情報を整理し、教育委員会へ報告する。そして、教育委員会は、その情報を関係機関と共有し、組織的な支援ができるようにする。

③　教育委員会は、学校と連携し、最新の知見を踏まえた障害や特別支援教育に係る理解を深めるための研修を、全ての教職員に対して確実に行うことで、障害への理解や対応力を一層向上させていく。

(2)　児童生徒の障害による学習上または生活上の困難さを改善・克服するために、デジタルを活用した教育活動を推進するとともに、交流及び共同学習の実施や副籍制度による交流活動を推進していく。

(3)　特別支援学校のセンター的機能を活用しながら、「特別支援教育推進委員会」の機能や「巡回相談」の充実に努め、檜原村における特別支援教育に関わる課題解決に向けた取組を推進していく。

【基本施策14】地域と共にある学校づくり

(1)　地域とともにある学校の実現のため、保護者や地域住民の教育参加や地域と一体となった特色ある学校づくりを推進する。

①　学校評価などを公開して、透明性のある学校経営を行うとともに、学校運営連絡協議会の意見や提言を教育活動や学校運営に積極的に反映させることで、保護者・地域住民の願いに応える学校経営を推進する。

②　学校運営連絡協議会による学校関係者評価や学校経営診断、保護者・村民によるアンケート、生徒による授業評価などを活用して、学校経営計画に基づく教育活動の取組や成果などを評価・検証する「マネジメント・サイクル」を推進する。

③　地域とともにある学校は、社会と共有・連携しながら教育課程を実施する「社会に開かれた教育課程」を実現し、授業や行事などの公開を進めるとともに、教育活動の情報発信に努め、保護者・地域住民への教育活動の理解の浸透を行っていく。

④　児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、学習指導要領に基づいた、校長のリーダーシップの下、教育課程の実施に必要な人的又は物的な資源を活用することで、特色ある教育をはじめとした教育課程に基づいて、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上（カリキュラム・マネジメント）を図る取組を推進する。

(2)　小規模校に起因する学校経営上の諸制約や課題を克服し、教職員の創意を生かした教育課程の編成・実践に基づく学校評価をすることで、不断に学校改善を図る。

【基本施策15】学校施設・設備の整備

(1) 質の高い学校教育を行うため、日常的なＩＣＴ活用を支える環境を整備し、一人１台端末の運用・改善だけでなく、学校ＩＣＴ環境を整備する。

(2)　安心・安全な教育環境の確保のため、学校施設の計画的な修繕及び管理に努めるとともに、時代に対応した教育機器及び機材の計画な更新、整備を推進する。

■取組の方向６　生涯学習・文化・スポーツの振興、総合的な教育力の向上

【基本施策16】生涯学習の振興

(1)　少子高齢化、高度情報化、国際化など社会が多様化し、急速に変化している中で、村民が生涯を通じて主体的に学び、生きがいとなるよう生涯教育の振興を図る。

(2) 生涯学習ネットワークを構築して、村民の生涯学習を総合的に支援する。

①　読書や学習の機会の拡大、住民への情報サービスの提供、学校に対する教育活動の支援など、社会教育活動を充実させるために、檜原村立図書館の機能の充実を図るとともに、広域行政圏などの図書館との連携・協力を推進する。

②　芸術・伝統文化などに親しみ、参加できる機会を提供するとともに、住民の文化創造・交流の場の充実を図る。

③　学校をはじめとした教育施設は、住民の共有財産であるとの観点から、学校運営上の支障がない範囲において、学校施設・機能の開放や効果的な運営を図る。

【基本施策17】郷土の文化の保存と継承

(1) 檜原村に伝わる有形・無形の文化財の保護に努めるとともに、檜原村郷土資料館を利用するなどして文化財の公開・活用を進める。

【基本施策 18】スポーツの振興

(1) 住民のスポーツの振興、健康、体力づくりを進めるため、スポーツ施設の整備・充実を図るとともに、各種団体への支援や指導者の育成を推進する。

【基本施策 19】家庭・学校・地域の連携・協力の強化

(1) 児童生徒の「次代を担う力」を育むために、地域住民が主体となって、企業など様々な機関の協力を得ながら、児童生徒の体験学習や家庭教育支援を行う仕組みをつくり、学校・家庭・地域の教育力の総合的な向上を図る。

第３　評価の結果の判定基準表について

点検の基準については、以下の通りとする。

記号	施策・事務事業の取組状況	点検・評価の判断
◎	順調である	・事業として大きな成果を上げた。 ・課題や問題もない。
○	おおむね順調である	・一定の成果を上げた。 ・大きな課題や問題がない。
△	やや不調である	・多少成果は上がった。 ・課題や問題点がある。
×	不調である	・成果が上がらなかった。 ・大きな課題がある。

第４　檜原村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

１　取組の方向１「明るく素直で、感性豊かな檜原の子供の育成（徳）」

基本施策	概　要	評価の結果
①人権教育の推進	・ 児童生徒が、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付けられるよう、様々な交流活動を年間計画に位置付け、認め合うことを重視した教育活動を推進した。 ・ 西多摩郡人権教育推進委員会と連携し、全ての実践授業に参加する体制を構築するとともに、檜原村教育委員会として年１回の人権教育に関する研修を実施したことで、教職員の人権教育についての理解が深まった。	◎
②心の教育の推進	・ ウェルビーイングの向上のため、家庭や地域と連携し、檜原学園主催による道徳授業地区公開講座を実施した。 ・社会貢献や思いやりの大切さについての理解を深	○

	めるため、「考え、議論する」道徳や「児童生徒の自律的な成長を支援する指導」を推進した。	
③健全育成の充実	・ いじめ総合対策【第三次】【子供版】を活用し、年２回のふれあい月間を中心に未然防止の取組を充実させた。 ・ スクールカウンセラーによる児童・生徒、保護者の不安や悩みの相談、教員に対する研修などの充実を図った。 ・ 関係機関との連携を強化し、アセスメント結果に基づいたいじめ・不登校等への教育的支援を推進した。 ・ 命の大切さの実感、困難・ストレスへの対処法（ＳＯＳ含む）を育む心の健康教育を推進し、自殺予防を図った。 ・ 性暴力・性犯罪から子供を守る「生命の安全教育」を推進し、教育委員会・学校の研修・相談体制を促進した。	○
④郷土や日本の伝統・文化及び国際理解教育の推進	・ 地域人材・資源を積極的に活用した総合的な学習の時間や郷土芸能鑑賞教室などを通して、郷土理解を深めた。 ・ 東京都教育委員会の事業を活用し、小学校において「イングリッシュ・キャラバン」を実施し、児童の外国語への関心を喚起した。 ・ 中学生海外派遣事業を通じ、オーストラリアの学校との交流を推進することで、生徒の国際感覚を育成した。 ・ Tokyo Global Gateway を活用し、児童生徒の豊かな国際感覚を醸成し、異文化体験活動を推進した。	○
⑤体験活動の推進	・ 多様な他者と交流し、視野を広げる機会を増やすため、集団宿泊活動、ボランティア活動、自然体験活動、職場体験活動、文化・芸術体験活動とい	○

	った、学校の内外における学習活動を充実した。 ・ 社会教育と連携を図り、利島サマースクール、中学生海外派遣事業、子ども国際交流音楽祭などを、学校と社会教育が一体となって推進した。 ・ 東京都の「笑顔と学びの体験活動プロジェクト」を活用し、普段は体験できない教育活動を実施した。	
⑥キャリア教育の推進	・ 小中９年間を見通した「キャリア・パスポート」の活用を中心に、キャリア教育を推進した。 ・ 中学校では、校内研修の柱の一つをキャリア教育とし、学年の実態に応じた活動（職業人講話、上級学校講話、職場体験）を実施し、キャリア教育の推進を図った。	◎
総合評価	・ 西多摩郡人権教育推進員会や檜原村人権教育担当者会を中心に、研究授業や啓発資料の共有を通じて教職員の専門性向上と意識啓発を図っている。 ・ 心の教育は、学校・家庭・地域が連携して「考え、議論する」道徳授業を実践し、児童生徒の主体的な倫理観を育成している。また、いじめや不登校の早期発見に向けた仕組みや関係機関との多角的な支援体制を整備し、安全教育や情報モラル教育にも注力している。 ・ 外国語教育では都の事業やデジタル教科書を活用してグローバルな視点を育み、キャリア教育では小中一貫を見据えた「キャリア・パスポート」を活用することで、将来への展望を持つための支援を推進している。	○
今後の方策	・ 各校が主体的な授業開発と実践を継続し、研究協議会を通じて成果を共有する。次年度は檜原中学校での研究授業を重点的に支援し、郡全体の人権教育の質向上を図る。 ・ 道徳授業地区公開講座を継続して「考え、議論する」道徳	

	を推進する。同時に、学校・家庭・地域の連携を強化し、児童生徒の豊かな心や社会性を育む活動を展開する。 ・ いじめや不登校といった課題に対し、関係機関との連携による早期発見・包括的支援の体制を強化する。あわせて、いじめ防止基本方針の浸透や、学校いじめ対策委員会の実効性向上に向けた指導・支援を行う。 ・ 「各教科等における学びの系統性や連続性を教育課程へ反映させ、「ふるさと檜原学習」の推進に向けた支援を行う。

2　取組の方向２「自ら学ぶ檜原の子供の育成（知）」

基本施策	概　要	評価の結果
⑦確かな学力の育成	・ 文部科学省及び、檜原村が独自に実施する学力調査の結果等の分析に基づいた教員一人一人の「授業改善推進プラン」を作成した。作成したプランは、学校経営方針や教員の自己申告など、様々な教育活動と連携させ、継続的に実践・評価・改善を行った。 ・ 小・中学校に配置した指導方法工夫改善加配担当教員による効果的な習熟度別指導の充実を図った。 ・ 小学校は英語・漢字検定、中学校は英語・数学・漢字検定を継続して実施し、基礎学力の定着を図った。 ・ 小学生放課後学習教室などの学習支援事業と実施し、児童の学習習慣の確立や学力向上を効果的に支援した。	◎
⑧言語能力、情報活用能力、問題解決能力の育成	・ 言語能力の向上のため、振り返り活動を重視した指導の継続で、学びの質を高め、授業改善を促進した。 ・ 東京都の「デジタルを活用したこれからの学び」	◎

	推進地区として、実践校の檜原中学校を中心に、授業公開や協議を行い、授業改善につなげた。 ・ 「ふるさと檜原学習」を中心に協働的探究活動を取り入れ、問題解決能力の育成を図った。	
総合評価	・ 学力調査の分析を反映した授業改善プランを学校経営等と連動させ、組織的に学力向上を推進した。 ・ 学習者用一人１台端末の日常利用や学習マップの導入により、主体的な学びと自己調整能力を育成した。また、放課後学習教室との連携、読書環境の整備、「ふるさと檜原学習」の推進により、学力基盤と学習意欲を高めた。	◎
今後の方策	・ 授業改善推進プランをより具体的・実践的な内容にして、教員一人一人の日常的な授業改善につなげる。 ・ 一人１台端末を活用し、デジタルの特性を生かしつつリアルな学びを充実させ、主体的・対話的で深い学びを実現する。	

３　取組の方向３「元気な体をつくる檜原の子供の育成（体)」

基本施策	概　要	評価の結果
⑨健康・体力づくりの推進	・ 東京ＡＬＰＨＡのシステムを活用し、日頃の教育活動において、運動好きな児童生徒や日常から運動に親しむ児童生徒を増加させる取組を充実させた。 ・ 保健主任会を中心とした小中学校間の連携による情報共有と、栄養士による体系的な食育指導を推進することで、児童生徒の健康的な生活習慣の育成を図った。 ・ 養護教諭を中心に児童生徒の実態を踏まえた「がん教育」に関する授業の充実を図った。	○

⑩安全教育の充実及び安全管理の徹底	・ 学校危機管理マニュアルを見直し、安全管理体制の整備や教職員の安全対応能力の向上を図る取組を実施した。 ・ 児童生徒が安全意識を高め、危険を回避する能力を育成できるよう、「セーフティ教室」の実施や「安全教育プログラム」等を活用した体系的な教育を推進した。	○
総合評価	・ 年間を通じて小中それぞれの実態に応じた体力向上を目的とした教育活動の充実を図った。 ・ 健康面では、小中学校間の連携による情報共有と栄養士による計画的な食育指導が、児童生徒の健康意識と生活習慣の向上に寄与している。 ・ 中学校における「がん教育」は、学年の実態に合わせて授業内容や方法を変えたことで、児童生徒が健康について主体的に考える契機となった。 ・ 学校危機管理マニュアルを見直し、マニュアル全体に統一感をもたせ、不測の事態に対応できるようにした。	○
今後の方策	・ 体力向上では、ＩＣＴを活用した個別最適な学びを充実させ、外部連携を強化しながら生涯にわたるスポーツ親しむ力を育む。 ・ 安全教育では、安全学習と安全教育プログラム等を用いた実践的な安全指導を充実させ、危険を早期に除去する安全管理体制を確立するとともに、熱中症対策を引き続き徹底する。	

４　取組の方向４「義務教育期間を見通した教育の推進」

基本施策	概　要	評価の結果
⑪小中一貫教育の推進	・ 檜原村学校教育支援室との連携による学校教育支援室連絡会通じ、小中学校間の情報交換を定期的に行った。 ・ 檜原村立小中学校一貫教育基本計画第三期計画を基に指導交流（教員の校種を超えた指導）や授業交流（小学生と中学生の合同授業）、合同行事（学園運動会、マラソン大会、郷土芸能教室等）を実施した。 ・ 檜原村立小中学校一貫教育基本計画第四期策定に向け、檜原村小中学校一貫教育推進委員会や檜原学園全大会を中心に進捗状況の共有と協議を実施した。	◎
総合評価	・ 学校教育支援室連絡会は、月１回の定期的な開催を通じ、学校教育支援室長と各学校長が緊密に連携を図り、教育課題への共通理解を深めた。 ・ 小中学校一貫教育推進委員会においては、第四期計画の策定に向けて、教員だけではなく、児童生徒や保護者へのアンケート結果を踏まえた協議を行い、より実効性のある内容に整理した。 ・ 年間を通した学園全体会を軸に、檜原学園としての研究や行事等について研究報告冊子「檜原学園の教育」にまとめ、学園全体の教育実践の可視化を図り、持続可能な教育活動の深化に寄与している。	◎
今後の方策	・ 檜原村立小中学校一貫教育基本計画第四期計画を基に毎年の重点の取組を設定するなど、着実な実施を目指す。 ・ 檜原村の豊かな自然や文化、歴史を深く理解し、主体的に未来を創造する人材を育成するため、「ふるさと檜原学習」の内容やの系統性を見直し、郷土学習を一層充実させる。	

	・ 地域貢献の視点を含めた持続可能な社会の担い手の育成に向けた取組を推進するよう各学校を支援する。 ・ 檜原村の各地区に伝わる郷土芸能を網羅的に観賞できるよう、学園主催の「郷土芸能鑑賞教室」の実施に向けた支援を行う。

5　取組の方向５「教職員研修及び教育環境の充実」

基本施策	概　要	評価の結果
⑫教職員の資質・能力の向上	・ 多様化する教育課題に対し、学校組織全体で対応力を高めるため、教務主任会、生活指導主任会、研究主任会、保健主任会等を定期的に開催し、人材育成の観点から会の内容等を見直し、情報共有や連携強化を図った。 ・ 「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を活用し、教員の資質・能力の向上を図るため、「全国教員研修プラットフォーム」の活用における研修履歴の確認やオンライン研修活用の推進、管理職による研修の受講奨励を促した。その結果、東京都教職員研修センターや東京都多摩教育事務所などの研修を多くの教員が受講し、研修内容を各学校に還元し、教育活動の一層の充実が図られた。 ・ 「檜原村立学校における働き方改革推進プラン」（令和元年６月１日 檜原村教育委員会策定）に基づき、教員の負担軽減と教育の質向上を目指し、スクール・サポート・スタッフの導入など、学校支援体制の強化を図った。	○

⑬特別支援教育の推進	・ 特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育推進委員会を中心とした支援体制の構築を図った。 ・ 専門家チームによる小・中学校への巡回相談を実施し、個別の教育的ニーズに対応するための具体的な助言や支援策を学校に提供し、特別支援教育の充実を図った。 ・ センター的機能を活用し都立あきる野学園と連携を図り、檜原村教育委員会主催の特別支援教育研修を実施するとともに、特別支援教育担当者連絡会での協議を通して、教職員の特別支援教育の理解が深まった。 ・ 個別指導計画等に基づき、関係機関との定期的な連絡と情報共有を密に行い、アセスメントで把握した児童生徒の状況を共有することで、一貫性のある効果的な支援を提供することができた。	◎
⑭地域と共にある学校づくり	・ 学校運営連絡協議会を定期的に開催し、課題意識を共有するとともに、学校評価及び学園評価を基に開かれた学校づくりに向けて充実を図った。 ・ 特色ある学校づくり事業として、小学校及び中学校への補助金交付による支援を実施した。	○
⑮学校施設・設備の整備	・ 学校からの要望や施設の状況を踏まえ、計画的に学校施設の修繕・維持管理とともに、老朽化した教育機器・機材の計画的な更新整備を実施した。 ・ 情報教育環境の充実と校務効率化を図るため、一人一台端末の効果的な活用を推進するとともに、教員の働き方改革に資する校務支援システムの利活用を促進した。	○
総合評価	・ 人材育成の観点から、職層に応じた求められる役割を明確にし、各主任会等を定期的に開催し、小中間の情報共有と連携強化を通して、組織的な課題解決力を高めた。 ・ 教員の資質向上指標に基づいた研修への積極的	○

	な参加は、教員の専門性を高め、教育活動の充実へと繋がった。 ・ 特別支援教育においては、専門家チームによる巡回相談、教職員研修の実施、関係機関との連携強化など、ニーズに応じたきめ細やかな支援が充実した。 ・ 学校評価や学園評価を基に学校運営を改善したり、教育活動を積極的に発信したりすることで、開かれた学校づくりを推進することができた。 ・ 教育環境の整備は、計画的な修繕・維持管理、ICT活用など、教育活動を支える基盤を着実に強化している。	
今後の方策	・ 「全国教員研修プラットフォーム」を活用した教員の主体的な学びを促し、日常的な授業改善や資質向上につなげる。 ・ 特別支援教育の推進においては、今後も巡回相談や特別支援教育担当者連絡会等を中心に重層的な特別支援教育体制を強化していく。 ・ 開かれた学校づくりに向けては、今後も保護者や地域社会との連携を強化する取組を支援していく。 ・ 情報教育担当者連絡会等で各学校の実態を情報共有しながら、日常的な情報通信機器の活用を推進し、校務改善と授業改善を図る。	

6　取組の方向６　「総合的な教育力」と「生涯学習」の充実

基本施策	概　要	評価の結果
⑯生涯学習の振興	・ 俳句教室については、広報誌等で参加募集を行い、毎月第３木曜日に村役場会議室で実施した。計 12 回で、参加者は 51 人であった。 ・ 水墨画教室については、広報誌等で参加募集を行い、毎月第１月曜日に福祉センターで実施した。	◯

	計 12 回で、参加者は 65 人であった。 ・ 水彩画教室については、広報誌等で参加募集を行い、毎月第３火曜日に福祉センターで開催した。計 11 回で、参加者は 69 人であった。 ・ 村立図書館については、毎週月曜日と第３火曜日を休館日とし、年間開館日数 284 日、蔵書冊数 46,552 冊であり、利用者数は 3,381 人であった。また、そのうち 16 ステーションからなる、移動図書館車を２週間に１度巡回させ、その利用者数は 1,382 人であった。その他の事業として、「ブックスタート」を開催し、１人の新生児に絵本を贈呈した。また「どこでもお話し会」を１回開催し、参加者は２人であった。「保育園・学校との連携」では、保育園を訪問しての読み聞かせを 12 回、小学１学年から４年生が来館しての読み聞かせを９回実施した。「秋のＤＶＤ上映会」は 10 月８日に開催し参加者は 11 人であった。ワークショップ「ハギレを使って貼り絵を作ろう」を２月 22 日に開催し、参加者は６人であった。	
⑰郷土の文化と保存の継承	・ 重要文化財小林家住宅公開活用については、毎週火曜日が休館日で、年間入館者数 2,398 人、モノレール利用者 2,081 人であった。 ・ 登録有形文化財旧高橋家住宅については、毎週月・火曜日（冬季は月・火・水曜日）が休館日で、入館者数は 5,895 人であった。 ・ 郷土資料館については、年間開館日数 298 日、入館者数は 3,297 人であった。特別展の開催状況は、「夏休み昆虫標本展」を８月１日から８月 31 日まで、「お祭り写真展」を９月 14 日から 10 月 13 日まで、「檜原村野鳥写真展」を２月８日から３月８日まで、「石塚岩雄写真展」を通年で開催した。	○

	・ 文化財専門委員会については、会議を第 10 回、歴史探求を１回、視察研修を１泊２日で実施した。 ・ 腐朽が生じていた「春日神社のケヤキ（名木第６号)」の腐朽部分の剪定と土壌改良を行った。	
⑱スポーツの振興	・ 村民スポーツ教室については、小学校の体育館で５回開催した。 ・ スケート教室については、東大和スケートセンターで３月 14 日に開催し、小学生 17 名、中学生５名が参加した。 ・ ジュニアスキー教室については、小学４年生から中学２年生までを対象に長野県白馬村にて、１月４日から６日までの２泊３日で開催した。小・中学生 32 名が参加し、利島村からは、12 名が参加し交流が行われた。 ・ 東京ヒルクライムＨＩＮＯＨＡＲＡステージ大会については、スタート地点を払沢の滝バス停付近とし、ゴール地点は檜原都民の森の駐車場で 10 月５日に実施した。	○
⑲家庭・学校・地域の連携・協力の強化	・ 成人式「二十歳のつどい」については、令和８年１月 12 日に対象者 12 名、出席者８名で開催した。対象者がお世話になった保育園および小・中学校の先生方によるビデオレターを作成し、当日会場にて放映した。 ・ 中学生海外派遣事業については、人材育成事業として、夏季休業中に、オーストラリアでのホームステイを実施した。派遣決定者は中学２年生５名と引率者３名で、派遣期間は７月 24 日から８月５日までの 11 泊 13 日で実施した。なお、利島村から中学２年生１名、引率者１名が参加した。また、帰国報告会を 10 月 10 日に実施した。 ・ 子ども国際交流音楽祭及び交流コンサートについては、２月 11 日にプリモホールゆとろぎで、	○

	ウィーンの演奏家との共演や鑑賞を行うコンサートを開催し、小学生２名が合唱団の一員として参加した。２月 13 日には檜原小学校でウィーンの演奏者によるコンサートを開催し、小学５年生から中学３年生が鑑賞した。 ・ 子ども体験塾利島サマースクール（利島交流事業）については、７月 19 日から 21 日までの２泊３日で利島村と合同開催した。檜原村から小学４年生から６年生の 23 名、引率者８名が参加した。 ・ 秋川流域子ども体験塾小中学生駅伝大会については、12 月 13 日に都立秋留台公園陸上競技場を会場に、あきる野市・日の出町・檜原村の合同で開催した。檜原村からは、小学校３チーム、中学校１チームが参加した。	
総合評価	・ 社会教育事業は、予定していた事業を滞りなく実施できた。	○
今後の方策	・ 昨年度に引き続き、村民が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加、他地域との交流ができる機会の充実を図る活動をしていく。また、人口の減少に伴い、檜原村の実態にあった事業を計画する必要があり、見直しを含めて事業を検討していく。	

第５　檜原村教育委員会の令和７年度の活動状況について

１　教育委員会

年月日	件　　名	審　議　内　容　等
令和７年 ４月 24 日	教育委員会定例会	① 報告事項等
５月 21 日	教育委員会定例会	① 令和７年度要保護・準要保護児童生徒の認定について ② 令和７年度檜原村一般会計補正予算（第１次）の原案中教育に関する部分の意見聴取について
６月 24 日	教育委員会定例会	① 報告事項等
７月 15 日	教育委員会定例会	① 令和７年度要保護・準要保護児童生徒の認定について（追加申請）
８月 26 日	教育委員会定例会	① 令和７年度檜原村一般会計補正予算（第２次）の原案中教育に関する部分の意見聴取について ② 檜原村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価について
９月 25 日	教育委員会定例会	① 檜原村育英資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について
10 月 28 日	教育委員会定例会	① 檜原村立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則について ② 檜原村学校給食費会計規則の一部を改正する規則について ③ 檜原村子育て支援学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について ④ 檜原村教育委員会表彰者の決定について

11 月 26 日	教育委員会定例会	① 令和 7 年度檜原村一般会計補正予算（第３次）の原案中教育に関する部分の意見聴取について ② 檜原村立小中学校一貫教育第四期計画（案）について ③ 令和 8 年度檜原村教育委員会の教育目標について
12 月 16 日	教育委員会定例会	① 報告事項等
令和８年 １月 19 日	教育委員会定例会	① 報告事項等
２月 25 日	教育委員会定例会	① 令和 7 年度檜原村一般会計補正予算（第６次）の原案中教育に関する部分の意見聴取について ② 令和 8 年度檜原村一般会計予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について
３月 24 日	教育委員会定例会	① 檜原村立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について ② 檜原村私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する要綱について ③ 檜原村学校給食代替対応補助金交付要綱の制定について

２　その他の事業

年月日	件　　名	審　議　内　容　等
４月　１日	檜原村教育管理職辞令伝達式、教職員着任式 （役場：住民ホール）	教育管理職及び檜原学園長辞令交付、教職員への辞令交付等
４月　７日	檜原小学校入学式 （檜原小学校　体育館）	新入学児童 13 名
４月　８日	檜原中学校入学式 （檜原中学校　体育館）	新入学生徒 12 名
４月 24 日	教育施策連絡協議会 （オンライン配信）	
４月 19 日	檜原学園ＰＴＡ総会 （書面開催）	① ７年度役員承認・事業計画予算等
５月 13 日 14 日	全国町村教育長会定期総会 （銀座ブロッサム）	① ６年度事業・決算報告 ② ７年度事業計画・予算
５月 19 日	東京都市町村教育委員会連合会定期総会 （東京自治会館）	① ６年度事業・決算報告 ② ７年度事業計画・予算 ③ ７年度役員選出
５月 30 日	関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会 （長野県長野市）	① ６年度事業・決算報告 ② ７年度事業計画・予算 ③ ７年度役員選出
５月 31 日	檜原学園運動会 （檜原中学校　校庭）	
７月 15 日	学校給食共同調理場視察 （共同調理場） 檜原学園学校訪問 （檜原小・中学校）	
７月 19 日 ～21 日	子ども体験塾利島サマースクール （利島村）	23 名参加

7月 24日	中学生海外派遣事業壮行会 （役場　住民ホール）	
7月 24日 ～8月5日	中学生海外派遣事業 （オーストラリア）	檜原村5名・利島村1名参加
7月 23日	西多摩郡教育委員会連絡協議会 定期総会 （瑞穂町民会館）	① 6年度事業・決算報告 ② 7年度事業計画・予算
7月 28日	西多摩地区（檜原村・奥多摩町・日の出町・瑞穂町）小中学校教員公募説明会 （府中市立府中第一中学校）	
8月 16日 17日	払沢の滝ふるさと夏まつり （檜原小学校　校庭）	
9月 16日	檜原学園セーフティ教室 （檜原小・中学校）	
9月 25日	檜原村教育相談室運営協議会 （役　場）	
10月 5日	第13回東京ヒルクライム HINOHARAステージ大会	
10月15日	東京都市町村教育委員会連合会 管外視察研修会 （茨城県つくば国際会議場・ JAXA筑波宇宙センター）	
10月25日	道徳授業地区公開講座 （檜原小・中学校）	
10月25日	地域芸能鑑賞会 （檜原小学校）	数馬芸能保存会
10月28日	檜原村総合教育会議 （役　場）	
11月 5日	教員公募面接選考 （東京都立川合同庁舎）	

11月　7日	小学校連合音楽会 （秋川キララホール）	日の出町・檜原村・奥多摩町の各小学校が参加
11月　12日	東京都市町村教育委員会連合会第１ブロック研修会 （奥多摩町水と緑のふれあい館）	
11月　29日	檜原小・中学校合同マラソン大会（都道）	
12月　13日	秋流子ども体験塾小中学生駅伝大会 （都立秋留台公園）	（駅伝）小学校3チーム・中学校1チーム参加 （ロードレース）小学生3名、中学生5名参加
令和８年 １月　４日 ～６日	ジュニアスキー教室 （長野県白馬村）	檜原村32名・利島村12名参加
１月　12日	檜原村成人式「二十歳のつどい」 （役場　住民ホール）	対象者12名、出席者８名
１月　19日	檜原村育英資金貸付審査会 （役　場）	
１月　19日	檜原村教育相談室運営協議会 （役　場）	
１月　23日	西多摩郡教育委員会連絡協議会教育長研修会 （日野市立日野第四小学校）	
２月　１日	檜原小学校学習発表会 （檜原小学校）	
２月　９日	西多摩郡教育委員会連絡協議会管外視察研修会 （NTT e-City Labo,マヨテラス）	
２月11日	子ども国際交流音楽祭交流コンサート （プリモホールゆとろぎ）	昭島市・羽村市・奥多摩町・檜原村が参加 （4市町村で合唱を共演）

2月 13日	子ども国際交流音楽祭交流コンサート （檜原小学校）	ウィーンの演奏者による演奏後、児童生徒と即興合唱
2月 25日	檜原村学習支援教室運営委員会 （役　場）	
2月 27日	東京都市町村教育委員会連合会第２回研修会 （東京自治会館）	
3月 7日	檜原中学校学習発表会 （檜原中学校）	
3月14日	スケート教室 （東大和スケートセンター）	22名参加
3月19日	檜原中学校卒業式 （檜原中学校　体育館）	卒業生10名
3月24日	檜原小学校卒業式 （檜原小学校　体育館）	卒業生9名
3月24日	檜原村育英資金貸付審査会 （役　場）	